重要事項説明書

（令和７年１月１日改訂）

１．事業者の名称・所在地

名　称：社会福祉法人　三育ライフ
　　指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）シャローム東久留米
　　（指定事業所番号　１３７４８０００６６）

所在地：〒203-0023　東京都東久留米市南沢５－１８－３６（電話 042-467-1561）

２．設備の概要・職員体制

設　備：鉄筋４階建　定員９２名（特養９０名、ショートステイ２名）
　　居室（４人用：１４室、２人用：１０室、１人用：１６室)、食堂（各階）
　　浴室（一般浴槽、機械浴槽)、医務室、静養室、デイルーム（機能訓練等）

職　員：介護・看護職員体制３：１（介護福祉士、看護師等、男女）
　　介護支援専門員、管理栄養士、機能訓練指導員、相談員、嘱託医師等

職種	指定基準
管理者	1 名
介護職員	27 名
看護職員	3 名
生活相談員	1 名
（管理）栄養士	1 名
機能訓練指導員	1 名
介護支援専門員	1 名
医師（嘱託医）	必要数
事務職員	適当数

＊当事業所では指定基準を遵守しており､上記の配置人員以上の職員を配置しております。

３．提供サービスの概要

① 居　室：２階 221～231 号室のみ「従来型個室料金」（契約書別紙 1 参照)。
② 食　事：朝８時、昼１２時、夕１８時。各階の食堂にて。季節行事の特別食等あり。
③ 入　浴：週２回。身体状況により、曜日や方法が異なります。
④ 介　護：食事・入浴・排泄・移動等の介助。
⑤ 理美容：月４回（原則として理容は月３回、美容は月１回)。
⑥ 機能訓練：生活中心のリハビリ主体に各階にて。
⑦ 健康管理：嘱託医等による診察・療養指導、服薬管理、健康診断、訪問歯科等。
⑧ 事務管理：介護認定申請・医療費一時立替払い等。
⑨ その他：自由参加の趣味活動、季節の行事、各種相談等。

４．料金

① 契約書別紙 1「利用料等一覧表」、同２「その他の費用」参照下さい。
② 支払い方法：原則として口座振替（翌月 20 日前後に請求書送付・26 日引落し)。
③ 減額制度：介護保険を管轄する（保険者）の市役所にお問い合わせ下さい。

５．施設利用上の注意点

① 面　会：原則２１時まで。食物類持込は衛生管理面から制限する場合があります。＊ただし、１９時００分にはセキュリティの都合で玄関の自動ドアを施錠させて頂きますので、１９時００分までの時間でご面会をして頂けますようお願い致します。

② 外出泊：健康状態の許す限りいつでも可。事前に職員にお申し出ください。

③ 喫煙等：館内は全館禁煙です。喫煙は屋外指定の場所で。飲酒は事前相談にて。

④ 災害時：防災マニュアルに従い対応します。また、定期的に防災訓練を行います。

６．医療・緊急時対応

福祉施設は医療機関ではありませんので、常に医療行為が必要な方、感染症のある方は入所できません。経管栄養等の医療行為が必要になった場合は、原則として退所となります。緊急時や病気の時は、原則として以下の協力病院に受診（あるいは入院）します。ご家族に付き添いを依頼する場合もありますので、ご協力をお願いします。

① 西東京中央総合病院：西東京市芝久保町２－４－１９（電話 042-464-1511）

② 滝山病院：東久留米市滝山４－１－１８（電話 042-473-3311）

なお、緊急時には、下記緊急連絡先に定める連絡先に連絡します。

緊急連絡先		
	氏　　名	
	住　　所	
	電話番号	
	メールアドレス	
	続　　柄	

７．看取り・退所

看取りについては、別紙「あなたらしさを最期まで」（当施設の現行指針）参照。

退所について

①利用者のサービス料金の支払いが正当な理由なく３ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、１０日間以内に支払われない場合。

②利用者が病院または診療所に入院し、明らかに３ヶ月以内に退院できる見込みが無い場合または入院後３ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合。

以下の場合は、連絡がなくともこの契約は自動的に終了します。

・利用者が他の介護保険施設に入所した場合。

・利用者が死亡した場合、若しくは被保険者資格を喪失した場合。

・利用者が要介護認定の更新で非該当（自立）または要支援と認定された場合。

８．業務継続計画の策定等

①感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

９．事故発生時の対応方法

①事故が発生した場合の対応について、事故発生防止のための指針を整備します。
②事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行います。
③上記①～②の措置を適切に実施するための担当者を配置しています。
④施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、入所者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
⑤施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。
⑥施設は、入所者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

１０．虐待の防止

事業者は、入所者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
①虐待防止に関する担当者を選定しています。
②成年後見制度の利用を支援します。
③従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が入所者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
④虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
⑤虐待防止のための指針の整備をしています。
⑥従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
⑦サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

１１．身体的拘束等

事業者は、原則として入所者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の①～③の要件をすべて満たすときは、入所者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。
①切迫性‥‥‥直ちに身体的拘束等を行わなければ、入所者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
②非代替性‥‥身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
③一時性‥‥‥入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

１２．衛生管理等

①入所者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
②食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

１３．苦情対応

解決責任者　鷹部屋　宏平（施設長）

受付担当者　三島　久美子（特養マネージャー）原川　昌也（特養相談員）

第三者委員　田中　邦子（連絡先　０９０－５３９１－１１４７）

第三者委員　鷹羽　弥生（連絡先　０４－２９６３－９９９２）

その他　当施設以外に、区市町村に相談・苦情を伝えることができます。

① 東久留米市　介護福祉課　　電話　０４２－４７０－７７７７

② 西東京市　　高齢者支援課　　電話　０４２－４６４－１３１１

③ 東京都国民健康保険団体連合会　　電話　０３－６２３８－０１７７

＊①、②については受付時間８：３０～１７：００　土日祝日年末年始除く

１４．秘密保持・個人情報保護

契約書・個人情報保護法に従い適正に管理します。

原則として、個人情報を、「適切な介護サービス提供」という目的以外には使用せず、外部の第三者に提供しません。ただし、行政機関、病院、介護事業者等の関係機関との間で、上記目的の範囲内で情報を収集・提供・共有する場合があります。

例外的に、目的を限定して、個人情報を利用する場合があります。

例：学術研究や教育、安全確保の技術開発のためのデータとして、広報誌やホームページ、写真掲示などに使用する場合があります。その場合も個人が特定されないような配慮をする等、適切な管理をします。

１５．関連事業

当法人は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の他に、定款に定める以下の事業を運営しております。介護給付・介護予防給付ともに対応しています。

① 短期入所生活介護（ショートステイ：シャローム東久留米）

② 通所介護（デイサービス：シャローム南沢、幸町デイサービスセンター）

③ 訪問介護（ホームヘルパー：シャローム南沢）

④ 居宅介護支援（ケアマネジメント：シャローム南沢）

⑤ 地域密着型認知症対応共同生活介護（グループホーム：GH 本天沼）

⑥ 東久留米市中部地域包括支援センター（市委託事業）

⑦ 杉並区立重症心身障害児通所施設わかば（区委託事業）

⑧ 杉並区障害福祉サービス事業所シャローム上井草さくら

⑨ シャローム若葉（千葉市若葉区）における②③④⑤の各事業

⑩ その他（市委託の生活支援事業等）

以　上

確　認　：　事業者は利用者に対し、契約書・同別紙・重要事項説明書等に基づいて、説明を行ないました。

令和　　年　　月　　日

事業者：社会福祉法人　三育ライフ
特別養護老人ホーム　シャローム東久留米
理事長　東海林　正樹

説明者：シャローム東久留米　生活相談員　原川　昌也

私は上記事業者から説明を受け、同意了承しました。

令和　　年　　月　　日

利用者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

代理人氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（続柄）＿＿＿＿印

（120401）